



平成 28 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 トランコム株式会社
コード番号 9058 (東証・名証第1部)
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 清水 正久
問 合 せ 先 執行役員 総務人事・財務経理担当 岩尾 徹
T E L 052-939-2011

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 28 日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行する方針を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本移行につきましては、平成 28 年 6 月 16 日開催予定の第 59 回定時株主総会において承認されることを条件に実施いたします。

記

1. 移行の理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでまいりました。

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、株式会社の新たな機関設計の選択肢として、監査等委員会設置会社が認められております。監査等委員会設置会社においては、取締役会の議決権を有する3名以上の監査等委員(その過半数が社外取締役)により組織される監査等委員会が監査の職務を担うこととなり、また、定款に定めを置くことにより取締役会の業務執行決定権限の大部分を取締役に委任することが可能となります。

今般、当社は、かかる特徴を有する監査等委員会に移行することによって、取締役会の監督機能のより一層の強化と、監督と業務執行の分離による迅速な意思決定を実現し、コーポレート・ガバナンスの実効性をより高めることが、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものと判断し、監査等委員会設置会社に移行する方針を決議いたしました。

2. 移行の時期

本年6月16日開催予定の当社第59回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

3. その他

監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の役員人事及び執行役員選任に関するお知らせ」をご覧ください。なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款変更の内容につきましては、決定次第お知らせいたします。

以 上